

昭和二十七年政令第五十九号

国土調査法施行令

内閣は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条

（土地改良区その他の者）

土地改良区及び土地改良区連合

土地区域画整理組合

農業協同組合及び農業協同組合連合会

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

農業委員会

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の規定に基づき設立される水害予防組合及び水害予防組合連合

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

その他前各号に準ずる者で、国土交通省令で定めるもの

（地図及び簿冊の様式）

第二条

法第二条第六項及び第二十一条の二第二項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。

一 法第二条第一項から第五項まで及び第二十一条の二第一項に規定する地図及び簿冊に示す地点の位置は、地理学的經緯度、別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面上直角座標値（以下「座標値」という。）若しくは平均海面からの高さで、又はこれらを併用して、表示するものとする。ただし、量的測定をしない地図並びに測量の結果以外の事項を記録する簿冊及び測量の結果としては面積のみを記録する簿冊については、この限りでない。

二 法第二条第二項から第四項までに規定する地図の縮尺は、二百五十分の一、五百分の一、五千分の一、一万分の一、二万五千分の一若しくは五万分の一又は十万分の一以下で国土交通大臣が定めるものとする。

三 法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち基準点の測量の結果を示す地図（以下「基準点網図」という。）又は簿冊（以下「基準点測量成果簿」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 基準点網図

名称

縮尺

図郭線及びその数値

口 基準点測量成果簿

基準点の種別、等級及び名称

新点及びこれを決定するための方向線

ロ 主要な地物

平均海面からの高さ

観測された基準点の種別、等級及び名称

観測された基準点に対する方向角及びこれに至る辺長

四 法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の結果を示す地図（以下「地籍基本調査図」という。）又は簿冊（以下「地籍基本調査簿」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 地籍基本調査図

イ 地籍基本調査図

名称

縮尺

座標系の名称又は記号

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

隣図との関係

地番区域の名称

- 五 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の位置及び番号
街区の形状、地形、植生、地盤の変動その他の事項であつて、土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で定めるもの

□ 地籍基本調査簿

地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の番号及び座標値
関係の地籍基本調査図の番号

イ 土地分類基本調査図

名称

縮尺

地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質若しくは土壤の性状別分布状況
土地の利用の可能性を把握するために参考となるべき国土交通省令で定める過去の土地の利用状況

□ 土地分類基本調査簿

名称

地形、表層地質又は土壤の特性
土地の利用の可能性を把握するために参考となるべき国土交通省令で定める過去の土地の利用状況

土地の開発、保全及び利用との関係

六 法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち水調査の結果を示す地図（以下「水基本調査観測網一覧図」という。）又は簿冊（以下「水基本調査観測網一覧表」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 水基本調査観測網一覧図

名称

縮尺

調査地域の範囲

観測所の位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

□ 水基本調査観測網一覧表

名称

調査地域の範囲

観測所の名称、位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

□ 水基本調査観測網一覧表

七 法第二条第三項に規定する土地分類調査の結果を示す地図及び簿冊には、次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 土地分類調査の結果を示す地図

名称

縮尺

調査地域の範囲

土地の利用現況、土壤の物理的及び化学的性質、浸食の状況その他の主要な自然的要素の性状別分布状況並びにその生産力の等級区分
土地分類調査の結果を示す簿冊

名称

調査地域の範囲

土地の利用現況、土壤の物理的及び化学的性質、浸食の状況その他の主要な自然的要素の性状並びにその生産力の等級別分布状況

八 法第二条第四項に規定する水調査の結果を示す地図及び簿冊には、次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 水調査の結果を示す地図

名称

縮尺

調査地域の範囲

観測所の位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域
降水量、陸水の流量、水質、流砂量、取水量、用水量若しくは排水量の状況又は水利慣行に関する用排水路の系統
□ 水調査の結果を示す簿冊

名称

調査地域の範囲

観測所の名称、位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

九

九 法第二条第五項に規定する地図（以下「地籍図」という。）及び法第二十一条の二第一項に規定する地図（以下「街区境界調査図」という。）の縮尺は、次のとおりとする
主として宅地が占める地域及びその周辺の地域 二百五十分の一（又は五百分の一）
主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域 五百分の一、千分の一又は二千五百分の一
主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域 千分の一、二千五百分の一（又は五千分の一）

也。昔因及乎指，竟閑塗，因邪，是、區區系之甚，於此區區也。

十一 地籍図及び法第二条第五項に規定する簿冊（以下「地籍簿」という。）には、次に掲げる事項を表示するものとする。

宿
卷

図郭線及びその數値

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

二 地利利用及て二 作物の現況 三 園芸との関係

地番図彙の名稱
毎巻の二冊の章

口 地籍簿

関係の地籍図の番号

イ 街区境界調査図

番号

座標系の名称又は記号

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

論文

地番区域の名称
去第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地（以下この号において「街区内地」）と、同項に規定する街区外土地との境界線

街区内地の地番
街区境界調査簿

街区内地の所在及び地番並びに所有者の住所及び氏名又は名称

前項に定めるものを除くほか、法第二条第六項及び第二十一条の二第二項の規定による地図及び簿冊の様式は、国土交通省令で定める。

第三条 法第二条第七項の規定による国の機関は、次のとおりとする。

基盤地の測量

農林省

經濟產業省

三 地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量

四 土地分類調査及び土地分類調査の基準の設定のための調査

農林水產省

経済産業省

五 氷調査及び氷調査の基準の設定のための調査

農林水產省

水産庁

経済産業省

国土交通省

前項に掲げる測

による基礎計画で完

（國土調査の指定の公示）
（第一工事段落五〇〇m見定による公示は、官報こより、次に掲げる事項を記載して
て、（はなしべなづなよ。）

一 國土調査として指定

二 調査を行う者の名称

(国土調査の指定の公表)

(特定計画)

第六条 法第六条の二第一項の規定による地籍調査に関する特定計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

二一
調查地域

三二

(都道府県計画)

七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県語焉には、
一回も地籍調査に付するに當り、該地の所有者等の権利を害するおそれ
があるときは、その権利を害するおそれのある事項を定めなければならぬし、
次に掲げる事項を定めなければならぬ。

二 調查面積

三
調査
期間

四 第一號の

（事業計画）

第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。

二 調査を行う者の名称

三 調査地域

四 調查面積

五 調査期間　（一九四〇年六月一日至一九四一年五月三十日）

第十四条各号に掲げる作業に要する費用の総額

(事業計画の協議の申出)

第九条 都道府県は、法第六条の三第三項の規定により国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、作業別の実施計画、前条第七号の費用の総額の算出の基礎その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付してするものとする。

(事業計画の公表)

第十一条 法第六条の三第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用いる公表の方法により、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間について行うものとする。

(国土調査の実施の公示)

第十二条 法第七条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関である場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においてはその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

- 一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が定められた年月日
- 二 調査を実施する者の名称
- 三 調査地域
- 四 調査期間

(国土調査の実施の勧告に係る事業)

第十三条 法第八条第一項に規定する政令で定める事業及び同条第二項において読み替えて準用する法第五条第一項から第四項までに規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定による土地改良事業
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の規定による都市計画事業
- 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）の規定による土地区画整理事業
- 四 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）の規定による河川工事
- 五 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の規定による道路の新設及び改築
- 六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による砂防工事
- 七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定による地域森林計画の作成
- 八 牧野法（昭和二十五年法律第一百九十四号）の規定による牧野管理規程の作成
- 九 その他前各号に準ずる事業で、国土交通省令で定めるもの

(補助金の交付)
第十三条 法第九条の規定により国土調査を行う者に対して行う補助金の交付は、次に掲げる経費について行うものとする。

- 一 法第九条第一号に掲げる場合における当該国土調査を行うに要する経費
 - 二 法第九条第三号に掲げる場合における当該国土調査を併せ行うに要する経費
- 2 法第九条の規定により国土調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に対して行う補助金の交付は、次に掲げる経費について行うものとする。
- 一 法第九条第二号に掲げる場合における当該国土調査を行うに要する経費
 - 二 法第九条第四号に掲げる場合における当該国土調査を併せ行うに要する経費

(経費の負担)

第十四条 法第九条の二第一項又は第二項の規定により都道府県又は国が負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によって算定したものとする。

- 一 一筆地調査
- 二 地籍図根三角測量
- 三 地籍図根多角測量
- 四 地籍細部測量
- 五 空中写真的撮影
- 六 地籍図の図化
- 七 地積測定
- 八 地籍図及び地籍簿の作成
- 九 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

(誤差の限度)

第十五条 法第十七条第二項（法第二十一条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第十九条第一項（法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による誤差の限度は、別表第二から別表第四までのとおりとする。

(国土調査の成果の認証)

第十六条 法第十九条第一項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

- 一 調査を行つた者の名称
- 二 法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下「国土調査の成果」という。）の名称
- 2 前項の認証請求書には、当該国土調査の成果の写し二部を添えなければならない。ただし、法第十八条の規定により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該国土調査の成果に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送付した場合における当該国土調査の成果に係る認証請求書については、この限りでない。（国土調査の成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認）
- 第十七条** 法第十九条第三項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を提出してしなければならない。
- 一 調査を行つた者の名称
 - 二 国土調査の成果の名称
 - 三 当該国土調査の成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
 - 2 前項の承認申請書には、当該国土調査の成果に係る測量若しくは調査について誤り若しくは第十五条に規定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該国土調査の成果の写し一部を添えなければならない。
 - （国土調査の成果等を認証した旨の公告）
- 第十八条** 法第十九条第四項（法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告は、国土交通大臣又は事業所管大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその通常用いる公示の方法により、しなければならない。
- （国土調査の成果の認証に準する指定）**
- 第十九条** 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。
- 一 測量及び調査を行つた者の氏名又は名称
 - 2 作成した地図及び簿冊の名称
 - 3 測量及び調査を行つた地域及び期間
 - 4 第二号の地図及び簿冊に存する測量又は調査上の誤差の程度
 - 5 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が申請する場合にあつては、当該国土調査を行う者の名称
- （国土調査の成果の認証に準する指定をした旨の公告）**
- 第二十条** 法第十九条第八項の規定による公報は、官報によりしなければならない。
- （街区境界調査成果の認証及び承認）**
- 第二十一条** 法第二十二条の二第五項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を提出してしなければならない。
- 一 法第二十二条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団体又は土地改良区等の名称
 - 2 第二十二条の二第四項において準用する法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下この条において「街区境界調査成果」という。）の名称
 - 3 第十六条第二項の規定は、前項の認証請求書について準用する。この場合において、同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。
- 第十七条の規定は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する法第十九条第三項の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第十七条第一項第一号中「調査を行つた者」とあるのは、「法第二十二条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団体又は土地改良区等」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。
- 附 則**
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和二十七年七月三一日政令第三二〇号）抄
- この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 附 則**（昭和二七年一二月四日政令第四七九号）抄
- この政令の規定中、第四条第一項第六号から第十一号までの規定は昭和二十八年四月一日から、その他の規定は法施行の日（昭和二十七年十二月五日）から施行する。
- 附 則**（昭和二八年九月三日政令第二六八号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 第一条** この政令は、法の施行の日（昭和三十年四月一日）から施行する。
- 附 則**（昭和三十一年三月三一日政令第四七号）抄
- （施行期日）

1	（施行期日） この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和三〇年七月二〇日政令第一三三号）抄
1	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和三五年七月一日政令第一九〇号）
1	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和三五年一〇月七日政令第二六三号）抄
1	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和三七年七月二日政令第二八一号）抄
1	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和四〇年二月一一日政令第一四号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。	
	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （昭和四七年四月二八日政令第一〇一号）抄
1	この政令は、法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。	附 則 （昭和四九年六月二六日政令第二二五号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。	
	この政令は、公布的日から施行する。	附 則 （昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄
第一条	この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。	
	（施行期日）	
第一条	この政令は、公布的日から施行する。	附 則 （昭和五三年七月二二日政令第三一〇号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、公布的日から施行する。	附 則 （昭和五六年二月二日政令第一五八号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、公布的日から施行する。	附 則 （昭和五六年七月一日政令第二八六号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。	附 則 （昭和五三年七月一四日政令第二八八号）
	（施行期日）	
第一条	この政令は、公布的日から施行する。	附 則 （昭和六〇年三月五日政令第二四号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	附 則 （昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	附 則 （昭和六二年三月一〇日政令第五四号）抄
	（施行期日）	
第一条	この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	附 則 （平成元年三月一七日政令第五一号）
	（施行期日）	
第一条	この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）

附 則（平成二年六月二九日政令第一八三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一〇月二九日政令第三四六号）

（施行期日）この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月七日政令第三二号）抄

（施行期日）この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年一月三一日政令第二八号）抄

（施行期日）この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一七年一二月二一日政令第三七五号）抄

（施行期日）この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日政令第七九号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国土調査法施行令別表第六の改正規定（「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一円」を「三十万円」に、「立入」を「立入り」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成二二年七月一六日政令第一六九号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年六月一四日政令第一八四号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）この政令は、施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）この政令は、施行する。

附 則（令和二年六月一一日政令第一八三号）抄

（施行期日）この政令は、施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一三七号）抄

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月一一日政令第一八三号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 座標系の区分等（第二条関係）

座標系の区分	座標系原点	適用区域
九州西	I 記号 経度（東経） 一二九度三〇分〇秒・〇〇〇	緯度（北緯） 三三度〇分〇秒・〇〇〇 長崎県 鹿児島県のうち北緯三十二度から南であり、かつ、東経百三十度から西である区域（喜界島を含む。）
九州東	II 一二三一度〇分〇秒・〇〇〇	三三度〇分〇秒・〇〇〇 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県（九州西の座標系に属する区域を除く。）
中国西	III 一二三一度一〇分〇秒・〇〇〇	三六度〇分〇秒・〇〇〇 島根県 広島県 山口県

地籍基本二角点			
地籍基本多角点			
地籍基本細部点			

備考

- 一 座標の誤差とは、別表第二の備考に規定する座標の誤差をいう。
- 二 cmは、センチメートルの略字とする。

別表第四 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度（第十五条関係）

精度区分	筆界点の位置誤差			筆界点間の図上距離又は計算距離と直接測定による距離との差異の公差	地積測定の公差
	平均二乗誤差	公差	筆界点の位置誤差		
甲一				0.020m+0.003' S m + a mm	(0.025+0.0034' F) ' F m 2
甲二	7cm	2cm		0.04m+0.01' S m + a mm	(0.05+0.014' F) ' F m 2
甲三	15cm	6cm		0.08m+0.02' S m + a mm	(0.10+0.024' F) ' F m 2
乙一	25cm	45cm		0.13m+0.04' S m + a mm	(0.10+0.044' F) ' F m 2
乙二	50cm	75cm		0.25m+0.07' S m + a mm	(0.25+0.074' F) ' F m 2
乙三	100cm	150cm		0.50m+0.14' S m + a mm	(0.50+0.144' F) ' F m 2
	300cm			(0.50+0.144' F) ' F m 2	

備考

- 一 精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。
- 二 筆界点の位置誤差とは、当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいう。
- 三 Sは、筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。
- 四 aは、図解法を用いる場合において、図解作業の級が、A級であるときは○・一二に、その他であるときは○・三に当該地籍図の縮尺の分母の数を乗じて得た数とする。図解作業のA級とは、図解法による与点のプロットの誤差が○・一ミリメートル以内である級をいう。
- 五 Fは、一筆地の地積を平方メートル単位で示した数とする。
- 六 mはメートル、cmはセンチメートル、mmはミリメートル、m²は平方メートルの略字とする。